



児童手当が拡充されます

問 子ども家庭課 (☎内線617)

令和6年10月分（初回支給は12月を予定）から、児童手当法の一部改正が施行されます。

住民票上、高校生年代までの子どもがいる世帯には、9月中旬までにお知らせを郵送しますので、案内に従って手続きをお願いします。お知らせが届かない場合は、市ホームページから様式をダウンロードするなどして、申請手続きを行なってください。

■制度改正前後の比較

	改正前（9月分まで）	改正後（10月分から）
支給対象	中学校修了前までの日本に住んでいる児童（15歳到達後の最初の年度末まで）を養育している方	高校生年代までの日本に住んでいる児童（18歳到達後の最初の年度末まで）を養育している方
所得制限	あり	なし
手当月額	【3歳未満】一律：15,000円 【3歳～小学校修了まで】 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 【中学生】一律：10,000円 【所得制限限度額以上 所得上限限度額未満】 一律：5,000円（特例給付） 【所得上限限度額以上】：支給なし	【3歳未満】 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 【3歳～高校生年代まで】 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
多子加算の算定対象	養育している18歳到達後の最初の年度末までの子	養育している22歳到達後の最初の年度末までの子
支給月	年3回（2月、6月、10月） ※各前月までの4カ月分を支給	年6回（偶数月） ※各前月までの2カ月分を支給

■手続きが必要な方

- ①現在児童手当を受給しておらず、高校生年代（2006.4.2～2009.4.1生まれ）の児童を養育している方
 - ②所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）が支給対象外の方
 - ③現在児童手当を受給中で、高校生年代（2006.4.2～2009.4.1生まれ）の児童を養育している方
 - ④多子加算の算定対象となる18歳年度末を経過した後、22歳年度末までの養育している子（2002.4.2～2006.4.1生まれ）がいる方
- ※高校生年代までの児童を合わせた合計人数が3人以上になる場合に限る。

■申請期限

10月15日(火) 必着

- ①生計の中心者が公務員の方は、勤務先の給与担当課へお問い合わせください。
- ②他の市町村から児童手当の支給を受けている方は、受給している市町村で手続きを行ってください。
- ③上記以外の請求者（受給者）で、市内在住の方は、必要な提出書類を添えて、子ども家庭課へ郵送または持参のいずれかで提出してください。持参の場合はお近くの地域事務所または総合事務所への提出も可能です。

制度の詳細や申請に必要な書類については、市ホームページをご確認ください。

